



2024年2月26日

各 位

会 社 名 札幌臨床検査センター株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊達 忠應
(コード番号: 9776 東証スタンダード市場)
問合せ先 総務部長 南 誠
(TEL. 011-613-3210)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社の利益配分につきましては、中長期戦略を踏まえ、経営基盤の強化及び将来の事業展開に対応した内部留保の確保並びに株主の皆様への安定した配当の実現を基本としております。2023年3月期の配当につきましては、利益配分の方針、財務状況等を総合的に勘案し、1株につき23円で実施しました。2024年3月期の配当につきましては、薬価改定に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が見通せない状況ではありますが、1株につき23円を継続する所存であります。

また、当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、当社定款第7条において、取締役会の決議により自己株式の取得を行うことができる旨を定めております。これは、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実、資本効率の向上、企業価値を高めることを目的として、これまでに以下のとおり普通株式を取得しております。

- ① 2010年2月22日開催の取締役会決議に基づき、当社の連結子会社であるアクテック株式会社から相対取引により65,400株（取得当時の所有割合：1.55%（注1）、取得日：2010年2月23日、取得価額の総額：26,487,000円）
- ② 2010年5月24日開催の取締役会決議に基づき、株式会社大阪証券取引所における立会外取引市場において166,000株（取得当時の所有割合：4.00%（注2）、取得日：2010年5月25日、取得価額の総額：71,214,000円）
- ③ 2014年11月17日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により500,000株（取得当時の所有割合：12.56%（注3）、取得日：2014年11月18日、取得価額の総額：406,000,000円）
- ④ 2018年2月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により16,800株（取得当時の所有割合：0.48%（注4）、取得日：2018年2月27日、取得価額の総額：32,256,000円）
- ⑤ 2018年6月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により39,200株（取得当時の所有割合：1.13%（注5）、取得日：2018年6月27日、取得価額の総額：96,000,800円）

- ⑥ 2021年6月21日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により16,300株(取得当時の所有割合:0.48%(注6)、取得日:2021年6月22日、取得価額の総額:25,917,000円)
 - ⑦ 2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により53,700株(取得当時の所有割合:1.58%(注7)、取得日:2022年3月1日、取得価額の総額:69,111,900円)
 - ⑧ 2022年5月30日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により22,700株(取得当時の所有割合:0.68%(注8)、取得日:2022年5月31日、取得価額の総額:29,214,900円)
- (注1) 2010年2月22日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,953株)を控除した株式数(4,211,047株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。)をいいます。
- (注2) 2010年5月24日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(70,353株)を控除した株式数(4,145,647株)に対する割合をいいます。
- (注3) 2014年11月17日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(236,509株)を控除した株式数(3,979,491株)に対する割合をいいます。
- (注4) 2018年2月26日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(736,639株)を控除した株式数(3,479,361株)に対する割合をいいます。
- (注5) 2018年6月26日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(753,439株)を控除した株式数(3,462,561株)に対する割合をいいます。
- (注6) 2021年6月21日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(792,722株)を控除した株式数(3,423,278株)に対する割合をいいます。
- (注7) 2022年2月28日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(809,022株)を控除した株式数(3,406,978株)に対する割合をいいます。
- (注8) 2022年5月30日時点の発行済株式総数(4,216,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(862,722株)を控除した株式数(3,353,278株)に対する割合をいいます。

このような状況のもと、当社は、2023年10月中旬、当社の第2位株主である株式会社LSIメディエンス(以下「LSIメディエンス」といいます。)より、今後の事業活動に必要な資金需要に鑑み、その所有する当社普通株式の全てについて、売却する意向がある旨の連絡を受けました。LSIメディエンスは、2023年10月中旬時には、当社普通株式210,800株(2023年10月中旬時所有割合(注9):6.33%、以下「本応募意向株式」といいます。)を所有しており、本書提出日現在では、当社普通株式210,800株(所有割合(注10):6.33%)を所有しております。なお、LSIメディエンスは、当社の臨床検査の再外注先であり、また当社はLSIメディエンスから臨床検査の受託を行うなど当社の取引先として継続的に良好な関係を維持しております。

(注9) 「2023年10月中旬時所有割合」とは、当社が2023年8月9日に提出した第60期第1四半期報告書に記載された2023年6月30日現在の発行済株式総数(4,216,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(885,422株)を控除した株式数(3,330,578株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(注10) 「所有割合」とは、当社が2024年2月13日に提出した第60期第3四半期報告書(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(4,216,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(885,422株)を控除した株式数(3,330,578株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいい、以下、所有割合の計算において同じとします。

当社は、LSIメディエンスからの売却意向を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に勘案し、2023年11月上旬より当該株式を取得することについての具体的な検討を開始しました。その結果、2023年11月中旬、当社が本応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当た

り当期純利益（EPS）の向上や自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断しました。

また、自己株式の具体的な取得方法については、株主の皆様が本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に市場価格の動向を見ながら応募する機会を確保でき、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から、金融商品取引所を通じた市場買付けの手法ではなく、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能である公開買付けの手法が最も適切であると判断しました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと2023年11月中旬に判断しました。

市場株価に対するディスカウント率については、2021年10月29日以降に決議され、2023年11月末日までに買付期間が終了したディスカウント価格で実施された自己株式の公開買付けの事例（以下「本事例」といいます。）30件を参考にすることとしました。ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が一時的な株価変動の要因を排除できることから算定根拠として客観性及び合理性が確保できること、並びに、本事例においても過去1ヶ月間の単純平均値を基準としている事例が14件と最多であること、また、本事例における過去1ヶ月間のディスカウント率の単純平均値が11.41%であったことを踏まえ、ディスカウント率を11%とし、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格を東京証券取引所スタンダード市場における本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると2023年12月下旬に判断しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2023年12月下旬に、LSIメディエンスに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、11%のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2024年1月中旬に、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、2024年2月22日に、LSIメディエンスとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行い、一定期間の株価の変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して、11%のディスカウントを行った901円（円未満を切捨て。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）を本公開買付価格とすることについて提案したところ、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付価格は、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円に対して、11%のディスカウントを行った901円とすることを決議しました。

なお、当社は、LSIメディエンスとの間で本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約は締結しておりません。

本公開買付けにおける買付予定数については、LSIメディエンス以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例30件のうち、応募意向の株式数に10%程度（8%～12%）

上乗せした買付予定株数を設定している事例が 16 件と最多であることから、応募意向の株式数に対して 10%程度上乗せした株式数が適切であると考え、本応募意向株式 210,800 株（所有割合：6.33%）に対して約 10%上乗せした 232,000 株（所有割合：6.97%）に設定することとしました。

なお、本公開買付けの決済に要する資金については、その全額を自己資金にて充当するとしても、本四半期報告書に記載された 2023 年 12 月末日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は 3,986,995 千円（手元流動性比率：2.4 ヶ月（注 11））であり、本公開買付けの決済に要する取得資金として 209,032 千円（注 12）を充当した後も、当社の手元流動性は 3,777,963 千円程度（手元流動性比率 2.3 ヶ月）と見込まれ、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと考えております。

（注 11）本四半期報告書に記載された 2023 年 12 月末日現在の現金及び預金を 1 ヶ月当たりの売上高（2024 年 3 月期第 3 四半期連結累計売上高を 9 で除した数）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）です。

（注 12）買付予定数である 232,000 株に、本公開買付け価格である 901 円を乗じた金額です。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとして、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は本応募意向株式（210,800 株）の一部を取得することとなりますが、当社は、LSI メディエンスより、本公開買付けに応募したものの当社が取得できなかった当社普通株式については、市場で売却を検討する旨の回答を得ております。また、本公開買付け終了後におきましても、当社と LSI メディエンスは、当社の取引先として継続的に良好な関係を維持していく予定です。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、本日現在では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）決議内容

| 株券等の種類 | 総数 | 取得価額の総額 |
|--------|---------------|-------------------|
| 普通株式 | 232,100 株（上限） | 209,122,100 円（上限） |

（注 1）発行済株式総数 4,216,000 株（2024 年 2 月 26 日現在）

（注 2）発行済株式総数に対する割合 5.51%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得する期間 2024 年 2 月 27 日（火曜日）から 2024 年 4 月 30 日（火曜日）まで

（注 4）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元（100 株）を加算しております。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）日程等

| | |
|--------------|---|
| ① 取締役会決議 | 2024年2月26日（月曜日） |
| ② 公開買付開始公告日 | 2024年2月27日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ） |
| ③ 公開買付届出書提出日 | 2024年2月27日（火曜日） |
| ④ 買付け等の期間 | 2024年2月27日（火曜日）から 2024年3月26日（火曜日）まで（20営業日） |

（2）買付け等の価格

普通株式1株につき、金901円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと2023年11月中旬に判断しました。

市場株価に対するディスカウント率については、本事例30件を参考にすることとしました。ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が一時的な株価変動の要因を排除できることから算定根拠として客観性及び合理性が確保できること、並びに、本事例においても過去1ヶ月間の単純平均値を基準としている事例が14件と最多であること、また、本事例における過去1ヶ月間のディスカウント率の単純平均値が11.41%であったことを踏まえ、ディスカウント率を11%とし、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格を東京証券取引所スタンダード市場における本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると2023年12月下旬に判断しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2023年12月下旬に、LSIメディエンスに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、11%のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2024年1月中旬に、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、2024年2月22日に、LSIメディエンスとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行い、一定期間の株価の変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円に対して、11%のディスカウントを行った901円を本公開買付価格とすることについて提案したところ、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、本公開買付価格901円とすることを決議しました。

本公開買付価格901円は、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日の前営業日（2024年2月22日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値1,010円から10.79%（小

数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。) 、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,013円から11.06%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値1,006円から10.44%をそれぞれディスカウントした価格となります。

なお、当社は、2022年5月30日開催の取締役会決議に基づき、2022年5月31日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により当社普通株式22,700株を総額29,214,900円で取得しており、1株当たりの取得価格は1,287円です。当該取得価格1,287円と本公開買付価格901円との間には386円の差異が生じておりますが、これは、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)の取得価格が取得日の前営業日である2022年5月30日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値で決定されているのに対して、本公開買付価格は本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2024年2月26日)の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円に対して11.06%のディスカウントを行った価格としており、取締役会の開催日である2024年2月26日の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値が自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得価格1,287円に対して21.29%(小数点以下第三位を四捨五入)下落しているためです。

② 算定の経緯

当社は、本公開買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと2023年11月中旬に判断しました。

市場株価に対するディスカウント率については、本事例30件を参考にすることとしました。ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が一時的な株価変動の要因を排除できることから算定根拠として客観性及び合理性が確保できること、並びに、本事例においても過去1ヶ月間の単純平均値を基準としている事例が14件と最多であること、また、本事例における過去1ヶ月間のディスカウント率の単純平均値が11.41%であったことを踏まえ、ディスカウント率を11%とし、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の適正な価格を東京証券取引所スタンダード市場における本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2024年2月26日)の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると2023年12月下旬に判断しました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2023年12月下旬に、LSIメディエンスに対し、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2024年2月26日)の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して、11%のディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、2024年1月中旬に、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株(所有割合:6.33%)について、本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得ました。

その後、当社は、2024年2月22日に、LSIメディエンスとの間で本公開買付けについて最終的な協議を行い、一定期間の株価の変動を考慮しつつ、より直近の業績が十分に株価に反映されていると考えられる、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日(2024年2月26日)の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円に対して、11%のディスカウントを行った901円を本公開買付価格とすることについて提案したところ、LSIメディエンスより、当社が上記条件にて本公開買付けを実施した場合には、本応募意向株式210,800株(所有割合:6.33%)を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2024年2月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株

式の取得及び具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、また本公開買付け価格は、本公開買付けの実施を決議する取締役会開催日（2024年2月26日）の前営業日である2024年2月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,013円に対して、11%のディスカウントを行った901円とすることを決議しました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|--------|----------|-------|----------|
| 普通株式 | 232,000株 | 一株 | 232,000株 |

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数（232,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（232,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

(注2) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

232,572,000円

(注) 買付予定数（232,000株）を全て買付けた場合の買付代金（901円）に、買付手数料、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
2024年4月17日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは、次のとおりです。（※）

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた

部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）第4条の6の2第38項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます（みなし配当の金額の支払いに係る基準日において、公開買付者の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の3分の1超を直接に保有する法人株主（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人））に限ります。）。については、源泉徴収の対象となりません。）。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わ

ず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりして
いないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米
国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インタ
ーネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引
所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する
者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除き
ます。）。

- ② 当社は、2024年2月22日に、LSIメディエンスより、当社が本公開買付けを実施した場合に
は、本応募意向株式210,800株（所有割合：6.33%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得て
おります。また、本公開買付けにおいて応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、あ
ん分比例方式による買付けとなることから、当社は本応募意向株式（210,800株）の一部を取得す
ることとなりますが、当社は、LSIメディエンスより、本公開買付けに応募したものの当社が
取得することができなかった当社普通株式については、市場で売却を検討する旨の回答を得てお
ります。

（ご参考）2024年2月26日現在の自己株式の保有状況

| | |
|------------------|------------|
| 発行済株式総数（自己株式を除く） | 3,330,578株 |
| 自己株式数 | 885,422株 |

以 上